

報告第7号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成15年9月22日

提出者 足立区長 鈴木恒年

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決定額	相手方	事件の概要
平成15年6月26日	332,530円		平成14年3月26日、北千住駅の東西出口を結ぶ地下連絡通路の階段からスロープになる部分を歩いていた相手方が、雨に濡れたスロープの路面に足を滑らせ転倒し、頭部、腰部等を打撲する損害を受けた。
平成15年8月5日	61,601円		平成11年1月5日、花畑保育園において、重度のアレルギー症の保育児童に誤ってアレルギー原因食物である牛乳を飲ませたことにより、2日間の入院加療を要する損害を与えた。